

2023年12月25日

医療情報システム更新事業における
プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この医療情報システム更新事業プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、武蔵野赤十字病院が令和7年度に更新する電子カルテを中心とした医療情報システム更新事業について主となる電子カルテベンダーを選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この選定要領の内容を踏まえ、企画提案書及び見積書、併せて病院が配布する医療情報システム調達仕様書（以下「仕様書」という。）の各項目について対応の可否を記した書類を併せて提出するものとする。

2. 業務内容等

- 1). 業務名 医療情報システム更新事業
- 2). 業務の内容 別紙 日本赤十字社武蔵野赤十字病院医療情報システム調達仕様書 参照

3. 参加資格

- 1). プロポーザルに参加することができない者
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - カ 競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者
 - キ 前各号の規定によりプロポーザルに参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2). 日本赤十字社又は同東京都支部競争入札参加資格者の資格等級において、「物品の販売」の「216 電気・通信用機器」及び「217 電子計算機」、「役務の提供」の「306 ソフトウェア開発」においてA等級以上の認定を受けていること。

【入札参加資格申請手続き】

URL：<https://www.musashino.jrc.or.jp/medical-personnel/tender.html>

申請先：東京都武蔵野市境南町1-26-1 日本赤十字社武蔵野赤十字病院

連絡先：0422-32-3111

担当課：日本赤十字社武蔵野赤十字病院 事務部 調度課
- 3). 日本赤十字社及び東京都において指名停止期間中の者でないこと。
- 4). 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(電子カルテベンダー用)

- 5). 今回提案する電子カルテシステムおよび医事会計システムは、500床以上の大規模病院で複数の稼働実績があること。
- 6). 導入を担うプロジェクトチームは、医療情報システムの構築・導入経験のあるSEで構成し、グループリーダーは実務経験5年以上かつ病床数500床以上のプロジェクト経験を有する者を選任すること。プロジェクトチームのメンバーには、高度情報処理技術者の資格を有する者及び医療情報技術者の資格を有する者を含めること。また、プロジェクトリーダーは受託後に当プロジェクトに専任すること。
- 7). 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 8). 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- 9). 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 10). 日本赤十字社が指定する納品期限までの納品及び稼働が厳守できること。（やむを得ない事情が生じた場合を除く）

4. 提案の対象範囲

- 1). 本プロポーザルは電子カルテベンダーの選定を目的とするため、基本的に部門システムを見積の範囲としない。よって電子カルテベンダーが保有する部門システムを提案する場合は別途通知により提案するものとする。
- 2). 仕様書における「2. 調達範囲」のメーカは最終決定ではなく今後変更となる可能性がある。
- 3). 価格提案書に添付する見積書においては以下を参考に項目別に分けること。

項目	提出様式	内容
電子カルテシステム等初期導入費用	様式第3号	仕様書「2 調達範囲（1）－①」に記載のシステムを対象とし、ハードウェアは、サーバ装置関連費用のみを含め提示すること
電子カルテシステム等保守費用	様式第3号	仕様書「2 調達範囲（1）－①」に記載のシステムを対象とし、7年間の保守費用を提示すること 今回調達外であるが参考価格として提示すること
電子カルテ側で発生する部門システム接続費用	様式第3号	仕様書「2 調達範囲（1）－②」の「i」「ii」に記載のシステムを対象と、システム接続費用を提示すること
部門システム導入構築費用およびシステム接続費用	様式第5号	仕様書「2 調達範囲（1）－②」の「iii」に記載のシステムを対象とし、導入構築費用およびシステム接続費用を提示すること 今回調達外であるが参考価格として提示すること
新システムの更新に係る機器購買及び設置等調達費用	様式第6号	仕様書「別紙8 新システムの更新に係る機器購買及び設置等調達仕様書」に記載の物品・役務を対象に費用を提示すること 今回調達外であるが参考価格として提示すること
新一番館移転に係る費用	様式第4号 様式第7号	移転による設定変更、機器移設等の費用を対象として提示すること 今回調達外であるが参考価格として提示すること
その他	様式自由	電子カルテ本体におけるその他の項目 (例：常駐派遣を提案する場合は、それに要する費用)
現有端末撤去費用	対象外	別途通知する
現有端末廃棄証明書発行費用	対象外	別途通知する
部門サーバ仮想基盤構築費用	対象外	別途通知する
部門システムマネジメント費用	対象外	別途通知する
部門システム本体	対象外	別途通知する
部門システム側で発生する電子カルテへの接続費用	対象外	別途通知する

(電子カルテベンダー用)

5. 企画提案等

1). 企画提案項目一覧

- ・各資料はPowerPoint形式で、A4横書きにて作成したものとする。
- ・提案項目の中で、プレゼンテーションで説明を求める項目は別途通知する。

項番	提案項目	評価項目	記載頁数 (上限)
1	会社概要、 提案するシステムの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金、従業員数、経営状況等 ・提案するパッケージの概要 ・日本国内500床以上の導入事例 ・当院稼働中の電子カルテシステム（富士通EGMAIN-GX）からの移行実績 	4頁
2	スケジュール及び構築体制、構築手法	<ul style="list-style-type: none"> ・構築体制 ・構築スケジュール（部門別WG回数など） ・システム構築手法（マスタ構築など） ・操作教育、リハーサル、稼働立会い等 	4頁
3	システム切替スケジュール案	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働日のシステム停止時間（想定） ・システム切替時の旧システムと新システムへの事前入力（例：予約、未来オーダー等）について 	2頁
4	データ移行	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムからのデータ移行範囲 ・過去のオーダー情報の流用可否について ・セット、パス、レジメン、エクスタチャートの移行可否について ・移行に伴う病院側作業量及び負担軽減の提案 ・旧システムの参照サーバの利用シーン 	5頁
5	パッケージの将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・バージョンアップの頻度とHL7 FHIR等の要望への対応 ・診療報酬改定等で発生する新たな施策への柔軟な対応 	2頁
6	業務改善・効率的統合	<ul style="list-style-type: none"> ・各種レポートや必要事項の見落とし防止対策 ・オーダーや記録などの診療業務支援機能による業務効率化 	2頁
7	診療記録の一元化	<ul style="list-style-type: none"> ・部門システムを含む診療記録の統一と管理 ・シームレスな情報共有を実現するための具体策 	2頁
8	統計機能による経営改善と研究支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善に活用できる診療記録の二次利用 	1頁
9	チーム医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム医療機能 ・患者毎、チーム毎の患者介入状態の把握 	2頁
10	保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日対応コールセンター ・各システム状態監視 ・リモートメンテナンス ・ハードウェア、アプリケーション保守体制 ・重大障害発生時の対応について（担当SE・担当営業の駆けつけ時間、復旧までの貴社対応等を含む） ・月1回 定例会への参加（保守案件報告）、定期保守対応の実施について 	6頁
11	IT-BCP対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の電子カルテ停止の復旧プロセス ・ランサムウェア感染時の最短時間での参照環境復旧プロセス ・ランサムウェア感染時の最短時間での電子カルテ環境復旧プロセス 	3頁

(電子カルテベンダー用)

項番	提案項目	評価項目	記載頁数 (上限)
12	診療報酬改定・法令改正への対応	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬改定や法令改正に対する貴社パッケージシステムへの対応 改定/改正作業における貴社と当院の役割分担と当院職員の負荷低減の方策 	2頁
13	セキュリティ管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> 電子カルテのセキュリティ管理 多要素認証への対応、操作ログ管理 ランサムウェアへの対応とバックアップ 	3頁
14	ライフサイクルコストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコスト縮減のための工夫、改善事項 病院側の作業および役割分担 	2頁
15	追加機能・コスト削減提案	<ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内での実現可能な機能、追加機能 長期的な視点でのコスト削減の提案 	2頁
16	新一番館移転	<ul style="list-style-type: none"> 新一番館移転に関するシステム移行の考え方 端末移設において発生する作業と対応方針 500床以上の新病棟移転実績 新一番館移転後の利便性向上に向けた提案 	4頁

6. 事業者選定にかかる日程 (予定)

項番	手続き	日程
1	実施要項の公表・通知	2023年12月25日 (月) ~2024年1月12日 (金)
2	参加表明受付	2023年12月26日 (火) ~2024年1月19日 (金)
3	質問受付	2023年12月26日 (火) ~2024年1月12日 (金)
4	質問回答	2024年 1月19日 (金)
5	企画提案書・価格提案書および辞退届締め切り	2024年 1月31日 (水)
6	一次審査結果通知 (一次審査を実施した場合)	2024年 2月 2日 (金)
7	プレゼンテーション	2024年 2月 9日 (金) 9:00~12:00
8	結果審査 (プロジェクト)	2024年 2月 9日 (金) ~16日 (金)
9	選定結果通知	2024年 3月 1日 (金)

※日程については発注者の都合により変更する場合があります。

7. 提出書類等

1). 提出書類

様式		提出数量		提出期限
		紙	CD-R	
様式第1号	プロポーザル参加表明書	1部	—	2024年 1月12日 (金)
様式第2号	質問書	任意	—	2024年 1月12日 (金)
様式第3号 (別紙含む)	価格提案書【導入費用、保守費用】	1部	○	2024年 1月31日 (水)
様式第4号	参考価格【新一番館移転による設定変更等に要する費用】	1部	○	2024年 1月31日 (水)
様式第5号	参考価格【部門システム導入および保守費用】	1部	○	2024年 1月31日 (水)
様式第6号	参考価格【新システムの更新に係る機器購買及び設置等調達】	1部	○	2024年 1月31日 (水)
様式第7号	参考価格【新一番館へ機器移設に要する費用】	1部	○	2024年 1月31日 (水)

(電子カルテベンダー用)

様式		提出数量		提出期限
		紙	CD-R	
様式自由	参考価格【その他の費用】	1部	○	2024年 1月31日 (水)
様式第8号	委任状	1部	—	2024年 1月31日 (水)
様式第9号	辞退届	任意	—	2024年 1月31日 (水)
必須	企画提案書	30部	○	2024年 1月31日 (水)
必須	武蔵野赤十字病院 医療情報システム機能仕様書兼回答書	1部	○	2024年 1月31日 (水)

2). 留意事項

- ① 本方式による事業者選定への参加は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出期限内に持参すること。
- ② 参加者が本社・代表者ではない場合、委任状を提出すること。
- ③ 価格提案書には消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
- ④ 提案内容については1社につき1案に限る。
- ⑤ 企画提案書および武蔵野赤十字病院医療情報システム要求仕様書に対応可否（◎○△×）を記録及びその理由を記載したデータをCD-R 1枚にて提出すること。条件付きでの◎回答は認めない。なお、◎○△回答の費用はすべて提案費用に含むものとする。
- ⑥ 契約にあたっては提案した内容をすべて含めることを前提とし、導入作業も含めて確実に実現できる内容のみを記載すること。
- ⑦ 提案見積の外に別途費用を要する提案は評価しないため記載しないこと。

3). 提出場所 東京都武蔵野市境南町1-26-1
武蔵野赤十字病院 医療情報管理課

4). 受付時間 9:00~16:00

5). 提出方法
書類等を 3) 提出場所まで持参すること。（郵送での提出は認めないので注意すること。）

8. 提出書類の取扱い

- 1). 提出期間終了後は武蔵野赤十字病院の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは認めない。
- 2). 提出書類は返却しない。
- 3). 提出書類は、当院が必要とする範囲において、その複製を作成することがある。
- 4). 提出書類は、電子カルテベンダー選定の目的以外には使用しない。
- 5). 提案書類の内容について、別途確認することがある。

9. 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。

1). 質問方法

所定の質問書（様式第2号）により、必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス： mimc@musashino.jrc.or.jp

2). 質問書提出期限 2024年1月12日（金）16:00

3). 質問の回答方法

全ての参加事業者に対して、プロポーザル参加表明書（様式第1号）に記載されたメールアドレスに電

(電子カルテベンダー用)

子メールで回答する。ただし、質問の内容によって本ベンダー選定方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は実施要領等の追加または修正とみなす。

4). 質問の回答日 2024年1月19日 (金)

10. 審査の方法

1). 審査基準 武蔵野赤十字病院が定めた評価基準に沿って審査を行う。

2). 評価値 評価値は、1,000点満点とする。

3). 審査方法

- ① プロポーザルの審査にあたっては、電子カルテ更新プロジェクトにおいて、提出された提案書及びプレゼンテーション(質疑応答を含む。)の内容を審査し、最も優れた提案をした者を第一優先交渉権者として選定する。参加者が3者を超えた場合には、プレゼンテーション審査の前に提出書類について一次審査を行うことがある。プレゼンテーション審査は一次審査通過者のみに対して行う。プレゼンテーションの実施については、一次審査通過者に別途通知する。
- ② 提案内容についてのプレゼンテーションを実施し、プレゼンテーション内容と提出された提案書を総合的に評価する。発表順は、当日までに決定し、通知する。持ち時間は、提案発表(30分)質疑応答(20分)入替時間(10分)とする。
- ③ プレゼンテーションでは、各社重視する内容を提示することとし、当日発表用の資料を30部用意すること。
- ④ プレゼンテーションの説明は、原則として体制図で示されているプロジェクトマネージャが対応すること。
- ⑤ 感染症予防対策の観点から、プレゼンテーションに参加する人数は5名以下とする。
- ⑥ プレゼンテーション当日に、当院の検査機器により体温が37.5度以上と測定された者、もしくは感冒症状を有する者は、病院から退出することとする。
- ⑦ 評価は電子カルテ更新プロジェクトメンバーが行う。
- ⑧ 上記⑦の結果をまとめて電子カルテ更新プロジェクトにて総合評価を決定する。
- ⑨ 上記⑧の結果を武蔵野赤十字病院管理会議に上申、審議のうえ評価が最も高い者を第一優先交渉権者として特定する。

11. 契約の決定

結果を後日参加者全員に文書にて通知する。各評価項目の評価点、及び評価点を算出するための計算式は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

12. 結果の通知

審査にて決定した第一優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議において、提出された提案の内容を一部変更する場合がある。また、契約予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と契約の協議を行う。

13. 事務局

住 所：〒180-8610 東京都武蔵野市境南町1-26-1

担当者：医療情報管理課 岡田、柴崎、津田

電 話：0422-32-3111

E-mail：mimc@musashino.jrc.or.jp

14. その他

1). 提案募集に参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。

(電子カルテベンダー用)

- 2). 提案募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- 3). 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- 4). 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- 5). 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を発注者と協議した上で決定するので、事業者の特定をもって提案者の企画提案内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- 6). 企画提案者の失格について
次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ② 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 「3 参加資格」の条件の1) から10) のいずれかを満たさないもの
 - ④ 本件プロポーザルの実施を通知した以後、評価委員と当該業務に関する接触を求めたもの
 - ⑤ 価格提案書【導入費用、保守費用】（様式第3号）の導入費用見積額が企画提案書等提出時に予定価格を超えるもの（保守費用は参考価格として評価する）
- 7). 提出書類に虚偽の記載をしたと発注者が判断した場合、又はプレゼンテーションにおいて虚偽の発言をした場合には、企画提案書等を無効とする。
- 8). 企画提案書及びプレゼンテーションで発言した内容について、当院が必要と認めたものは仕様に追加すること。

－以上－